

基本的な考え方（理念）について

【案】

この条例の目的を達成するため、次の各号に掲げることを基本理念とし、認知症になっても安心して生活できる地域共生社会の実現を目指します。

- 認知症の人の意思が尊重され、希望と生きがいを持って、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができること
- 認知症の人とその家族が、安心して地域社会で生活をするように、ともに暮らすパートナーとして支え合えること
- 認知症への正しい知識と理解を深め、認知症の人がいても「あたりまえ」である社会を、まち全体でつくること

【懇話会等での意見】 ※基本的な考え方に関する項目を抜粋

- 大人でも子供でも誰もが無関係ではないのが認知症です。ひとりひとりが希望を持って自分らしく生き、安心して認知症になれるまちを市民みんなで一緒に作っていく。
- 認知症の方とその家族が併記されているのが気になります。あくまで認知症の方の意思が尊厳されることにあるので、焦点がずれるような理念や考え方はしない方がいいと思いました。色々な理由で家族より大事な存在の人もいる中で家族と明記されるのはどうか等の意見があるようです。
- 誰か支えてくれる人がいる、支えがあるその先には幸せがあると言われており、心がホッとするようなフレーズがあると温かく感じました。
- 認知症への理解を深めるための普及・啓発の前文として「今までの認知症の考え方を変える」というキャッチを明記するのはどうか。
- 若年性認知症の理解促進は「みんながこの先の備えをする」、認知症の人・家族への支援は「ひとりひとりが希望を大切にしあい、共に暮らすパートナーとして支え合う」という一文を明記することで、内容の見え方やバランスが変わるのではないかと思います。
- 基本的な考え方のところ、芯となるのはまずは認知症のご本人の意思が尊重されなければいけないということ。
- ステージによっては認知症の患者さんの意思を尊重するとその家族が疲弊するというシーソーみたいなところがあります。基本的な考え方のところをどのような表現にするのか難しいが、無理に一文にするのではなく、文章を分ける方がいいのではないかと。
- 「認知症の人とその家族が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す」というのはどうでしょうか。
- 認知症になっても支えられる側だけでなく、支える側として役割と生きがいを持って生活できる環境づくりを推進する」という点は非常に重要だと思います。
- 基本的な考え方のところ、認知症の人が前向きに生きるということを表現できればいいのではないかとします。
- 開放的な社会を作るというのが理念としてひとつあっていいのでは。
- 一人暮らしの認知症の人がいても「あたりまえ」、街を認知症の人が一人で歩く事も「あたりまえ」、認知症の人ができる仕事を続けることも「あたりまえ」、周囲の人がちょっとした配慮をすることも「あたりまえ」の社会

【認知症条例 各市 理念抜粋】

「草津市認知症があっても安心なまちづくり条例」

市、市民、事業者、地域組織および関係機関（以下「各主体」という。）は、次に掲げる事項を基本理念として、認知症があっても安心なまちづくりに取り組むものとする。

- （１）認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう、認知症の人およびその家族の意思が尊重され、自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会および心のバリアフリー社会の実現を目指すこと。
- （２）認知症の人がその意思により、有する力を最大限に活かしながら、安全安心に社会参加できる地域づくりを目指すこと。
- （３）各主体がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して、認知症があっても安心なまちづくりを進めること。

「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例」

市、市民及び事業者は、次に掲げる認知症の人にやさしいまちづくりに関する基本理念（以下単に「基本理念」という。）に基づき、取組を推進するものとする。

- （１）認知症の人の尊厳が保持され、その者の意思が尊重され、社会参加を促進し、安全に、かつ、安心して暮らし続けられるまちを目指すこと。
- （２）認知症の人とその家族のより良い生活を実現するために必要な支援を受けられるよう、まち全体で支えること。

「河内長野市認知症と共に生きるまちづくり条例」

認知症と共に生きるまちづくりは、次に掲げる基本理念に基づき推進するものとする。

- １ 認知症の予防を含めた認知症に関する正しい知識及び理解の普及促進に努め、認知症の人及びその家族の視点に立った地域づくりを目指すこと。
- ２ 各主体がそれぞれの責務及び役割を認識し、相互に連携することにより、認知症の人及びその家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりを目指すこと。
- ３ 認知症の人が自らの意思により、その能力を最大限に活かしながら社会参加をすることができる地域づくりを目指すこと。

「渋川市認知症とともに生きる地域ふれあい条例」

認知症に関する施策を推進するための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

- （１）認知症になっても自らの意思が尊重され、自分らしく暮らせる地域を目指すこと。
- （２）認知症の発症を遅らせ、又はその進行を緩やかにするために生活習慣病を予防し、及び人との交流を促すこと。
- （３）認知症の正しい知識を深め、思いやりを持つこと。

「御坊市認知症の人とともに築く総活躍のまち条例」

市、市民、事業者及び関係機関は、次に掲げる基本理念に基づき、認知症の人が暮らしやすいまちづくりを推進するものとする。

1. 認知症になってからも希望と尊厳を保持し、自分らしい暮らしができること。
2. 認知症の人がその意思によりできることを安心かつ安全に行え、いつまでも新たなことに挑戦できること。
3. 認知症の有無にかかわらず全ての市民が暮らしやすいまちとなるためにそれぞれが活躍できること。

「臼杵市みんなで取り組む認知症条例」

市民等は、次に掲げる基本理念にのっとり、認知症になっても安心して暮らせる共生のまちづくり及び認知症の予防を推進するものとする。

- (1) 認知症に関する正しい知識及び理解に基づき、認知症の人とその家族の視点に立って取り組むこと。
- (2) 認知症になっても地域で活躍し、社会参加できるまちの実現を目指すこと。
- (3) 認知症の発症予防及び進行予防に取り組むよう努めること。
- (4) 市民等が、それぞれの役割又は責務を認識し、相互に連携すること。

「大和市認知症1万人時代条例」

認知症施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 認知症の人の立場に立ち、認知症の人及びその家族等の意向の尊重に配慮して行われること。
- (2) 認知症に関する市民の理解が深められ、認知症の人及びその家族等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるとともに、認知症の人が地域において尊厳を保持しつつ人々と共生することを旨とすること。
- (3) 認知症の人の意思決定の支援が適切に行われるとともに、その意向を十分に尊重し、その尊厳を保持しつつ、切れ目なく保健医療サービス、福祉サービスその他のサービスが提供されること。
- (4) 認知症の人に対する支援のみならず、その家族等に対する必要な支援が行われること。
- (5) 医療、福祉、保健、教育、法令、生活、地域づくり、雇用等の関連分野における総合的な取組として行われること。